

**健康保険法等の改正に伴う
育児休業中の保険料免除要件の見直し**

日本年金機構
厚生年金保険部

1. 改正の概要等

改正の趣旨

○「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)(以下「改正健保法等」という。)」が令和3年6月11日に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第58号)(以下「改正育児・介護休業法」という。)」が令和3年6月9日に公布され、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるよう「柔軟な育児休業の取得」等の措置が講じられ、また、「全世代対応型の社会保障制度」を構築することを目的とし、育児休業中の保険料免除要件が見直されることとなった。

主な改正事項

1. 柔軟な育児休業の取得(改正育児・介護休業法)

(1) 子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設

子の出生直後の時期の休業に関する新たな枠組みとして、柔軟で取得しやすい育児のための休業制度(出生時育児休業制度)を創設する。

(2) 育児休業の分割取得・柔軟化

子が1歳に達する日までの育児休業について、時期・事由を問わず、分割して2回まで取得可能とする。

夫婦交代で育児休業が取得できるよう、子が1歳以降の育児休業について、各期間の途中から交代可能とする。

2. 育児休業中の保険料免除要件の見直し(改正健保法等)

(1) 同月内に短期間の育児休業等を取得している場合の取扱い

被保険者が同月内に14日以上の育児休業等を取得した場合について、当該月の月額保険料を免除する。

(2) 連続する二以上の育児休業等を取得している場合の取扱い

被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合における保険料免除の適用は、その全部を一つの育児休業等とみなす。

(3) 賞与月に育児休業等を取得している場合の取扱い

被保険者が1か月を超える育児休業等を取得した場合に限り、賞与保険料を免除する。

1. 改正の概要等

1. 柔軟な育児休業の取得

(1) 子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設

- 男性が休業の取得を通じて育児に関わる機会を増やすため、子の出生直後の時期の休業に関する新たな枠組みとして、特に配偶者が産後休業中の男性を念頭に、**柔軟で取得しやすい育児のための休業制度(出生時育児休業制度)**を創設する。

(改正育児・介護休業法第9条の2)

1歳までの育児休業のうち、出生後8週間までの育児休業
(通称:「パパ休暇」)

- ✓ 子の出生後8週間以内に取得可能
- ✓ 1歳までの育児休業とは別に取得可能

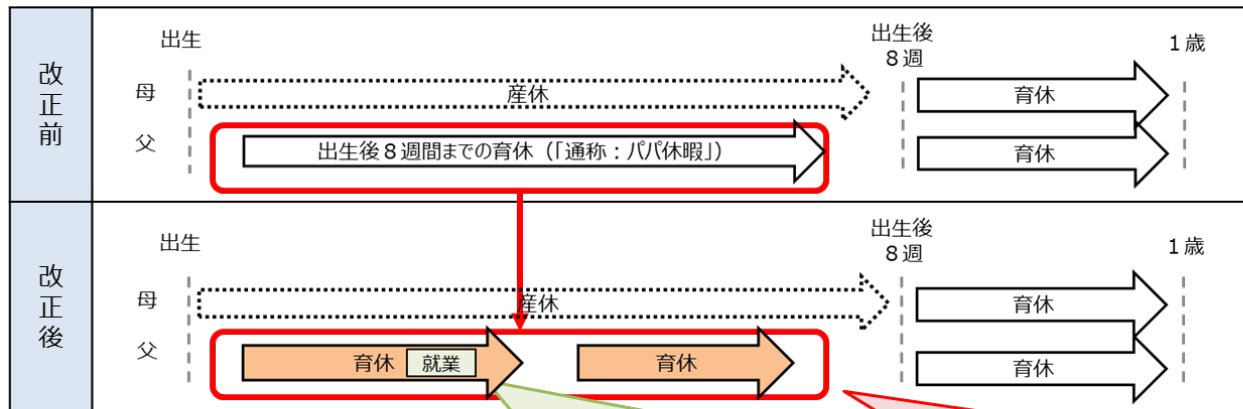
改正後

出生時育児休業制度

- ✓ 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
- ✓ 1歳までの育児休業とは別に2回まで分割して取得可能
- ✓ 労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の合意により、休業中の「就業予定日」を設定することが可能

※出生時育児休業制度の新設により、「パパ休暇」は廃止。
※「就業予定日」の設定は出生時育児休業制度のみ可能。

【法改正後の取得イメージ】



労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の合意により、**あらかじめ予定した上で休業中に就業可能**

1歳までの育児休業とは別に**2回**取得可能

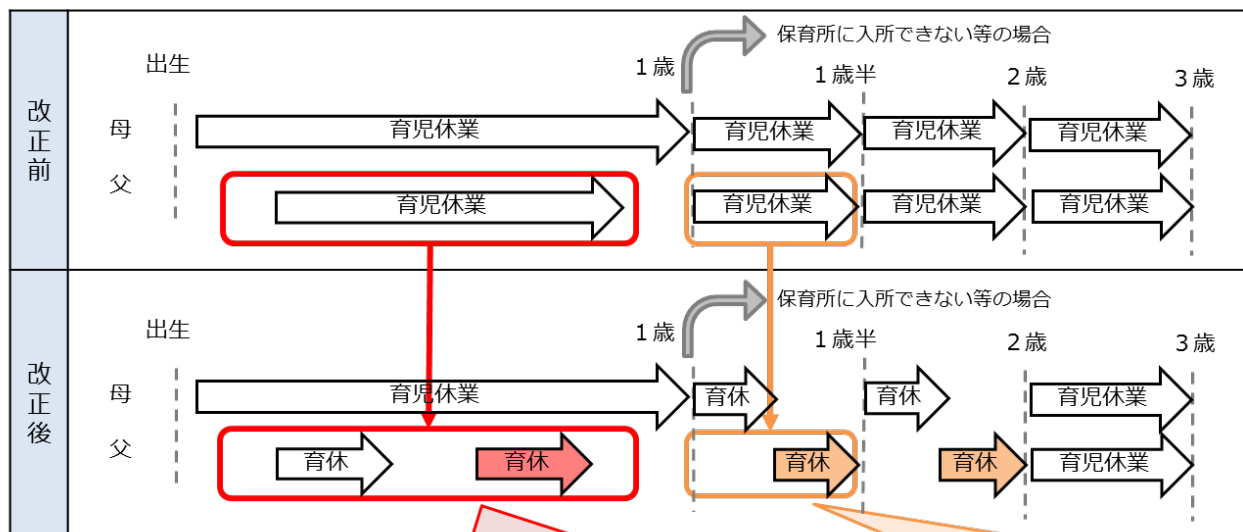
1. 改正の概要等

1. 柔軟な育児休業の取得

(2) 育児休業の分割取得・柔軟化

- 子が1歳に達する日までの育児休業について、時期・事由を問わず、分割して2回まで取得可能とする。（改正育児・介護休業法第5条第2項）
- 夫婦交代で育児休業が取得できるよう、子が1歳以降の育児休業について、各期間の途中から交代可能とする。（改正育児・介護休業法第5条第3項、第4項及び第6項）

【法改正後の取得イメージ】



〔改正前〕1歳までの育児休業について、1回のみ取得可能
↓
〔改正後〕1歳までの育児休業について、2回まで分割して取得可能

〔改正前〕1歳（または1歳半）から育児休業を開始
↓
〔改正後〕1歳（または1歳半）の期間の途中からでも育児休業を開始可能

1. 改正の概要等

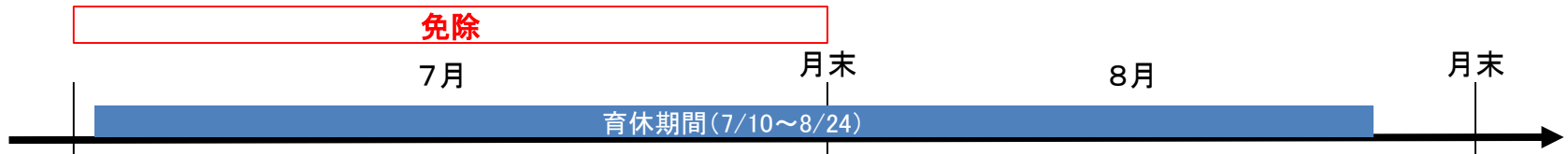
2. 育児休業中の保険料免除要件の見直し

・ 現行の育児休業中の保険料免除制度

(健保法第159条、厚年法第81条の2、船保法第118条)

- 保険料を免除する期間は、「育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで」とされている。
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)等による、3歳に満たない子を養育するための育児休業等(育児休業及び育児休業に準じる休業)期間について、健康保険・厚生年金保険等の保険料は、事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、被保険者負担分・事業主負担分ともに保険料が免除される。

【現行の取扱いイメージ】



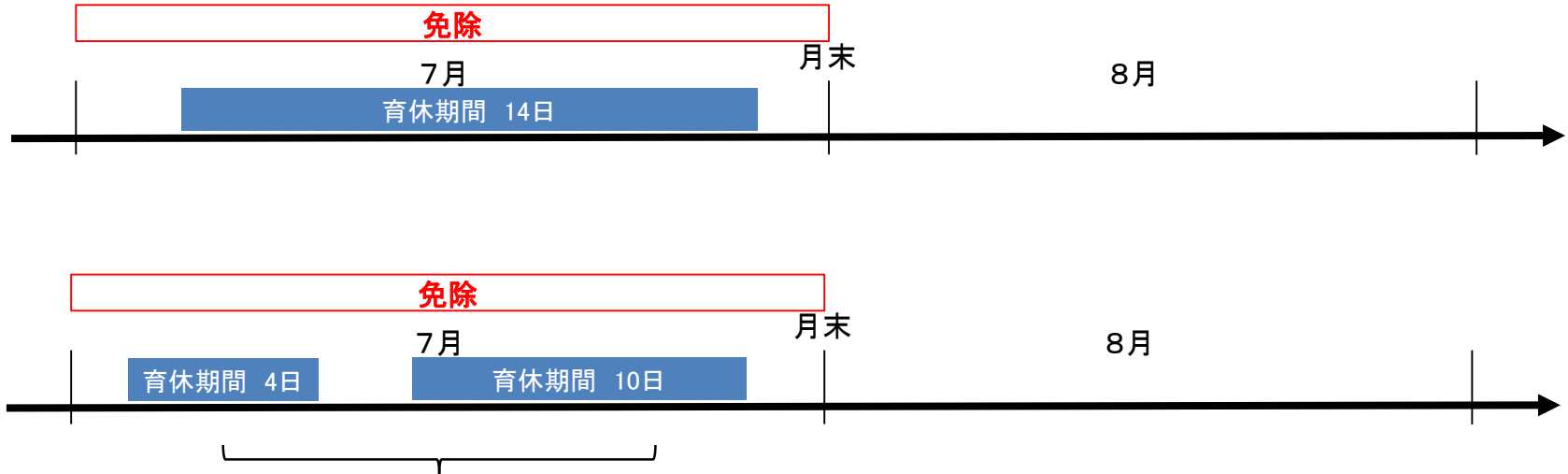
1. 改正の概要等

2. 育児休業中の保険料免除要件の見直し

(1) 同月内に短期間の育児休業等を取得している場合の取扱い

- 育児休業等を開始した日の属する月については、その月の末日が育児休業期間中である場合に加えて、その月中に14日以上（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。）の育児休業等を取得した場合についても、当該月の保険料を免除する。

【改正後のイメージ】



※ 同じ月に取得した複数回の同月内の育児休業等は合算して育児休業等期間の算定をする。

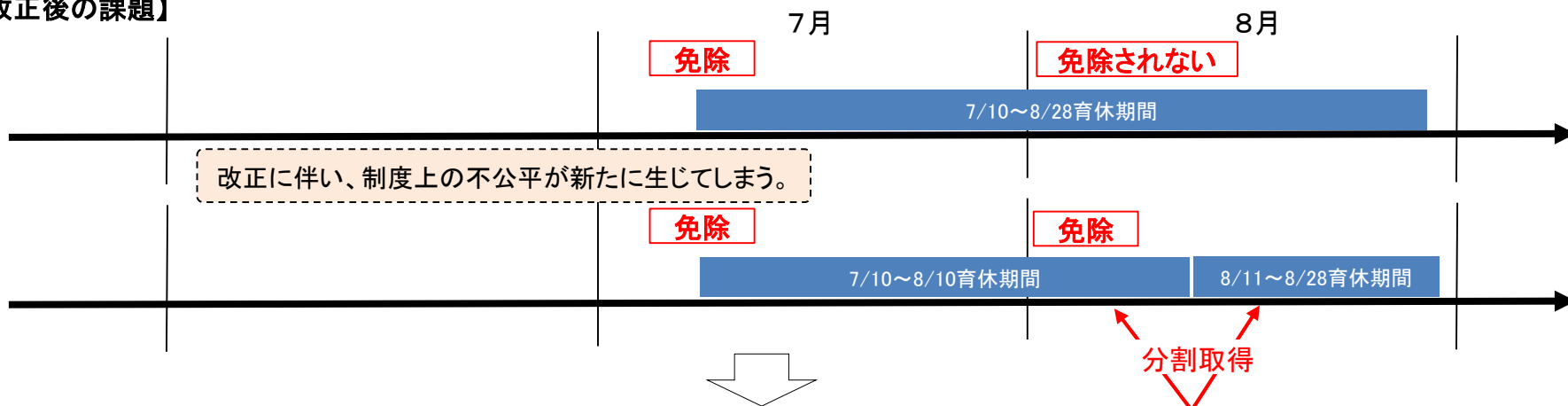
1. 改正の概要等

2. 育児休業中の保険料免除要件の見直し

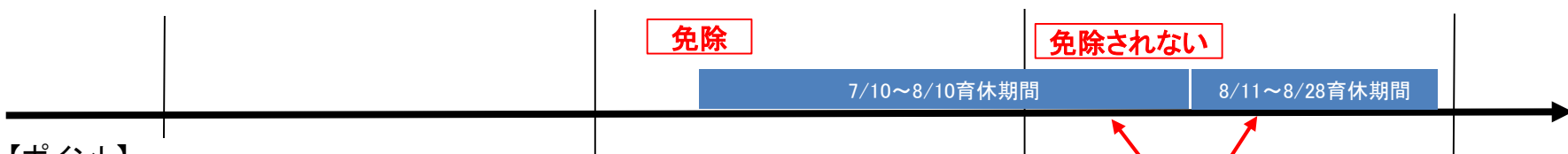
(2) 連続した二以上の育児休業等の取扱い

- 連続した二以上の育児休業等を取得している場合には、当該二以上の育児休業等を一つの育児休業等とみなして保険料徴収の免除の規定を適用する。
- また、二以上の育児休業等の期間は連続していないが、当該二以上の育児休業等の間の期間が休祝日に当たる場合や、当該期間に有給休暇を取得している場合等、当該期間に被保険者が勤務を行っていない場合も同様に、一つの育児休業等とみなして免除の規定を適用する。

【改正後の課題】



【課題への対処】



【ポイント】

一つの育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に、就業した日がない場合、一括取得したものとする。

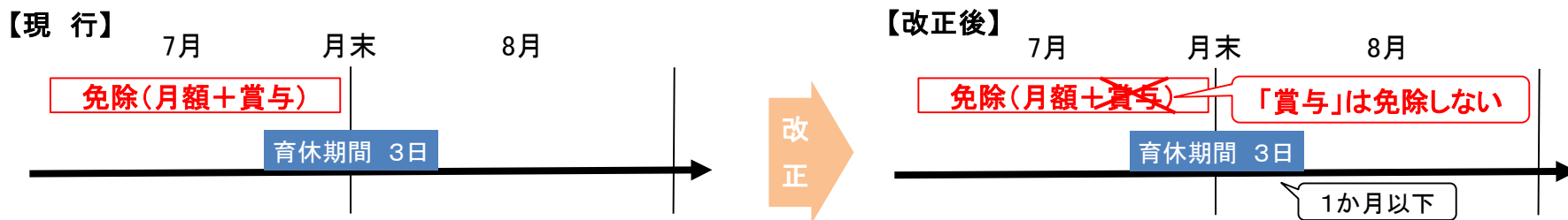
(参考)改正厚生年金保険法施行規則第25条の2第6項

1. 改正の概要等

2. 育児休業中の保険料免除要件の見直し

(3) 賞与に係る保険料の取扱い

○ 連続した1か月超の育児休業等取得者に限り、賞与保険料の免除対象とする。



○ 賞与保険料免除の基準となる「1か月超」については、暦日によって判定する。

※ 土日等の休日であっても期間の算定に含まれる。

○ 1か月超の育児休業等については、従来通り月末時点で育児休業等を取得しているかどうかで保険料免除を判断するため、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与に係る保険料を免除することとなる。

(参考) 民法第143条(暦による期間の計算)

1 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

(例) 開始年月日	終了年月日	賞与保険料の免除
1月31日	2月28日	免除しない
1月31日	3月1日	免除する

1. 改正の概要等

2. 育児休業中の保険料免除要件の見直し

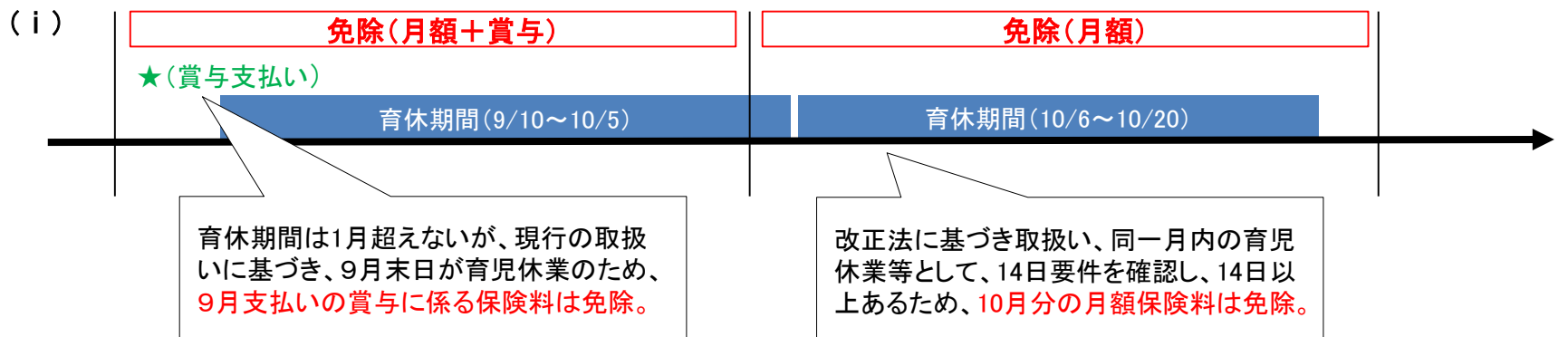
(4) 過渡期における取扱い

法施行日を跨る育児休業等については、その育児休業等の開始年月日により取扱いが異なる。

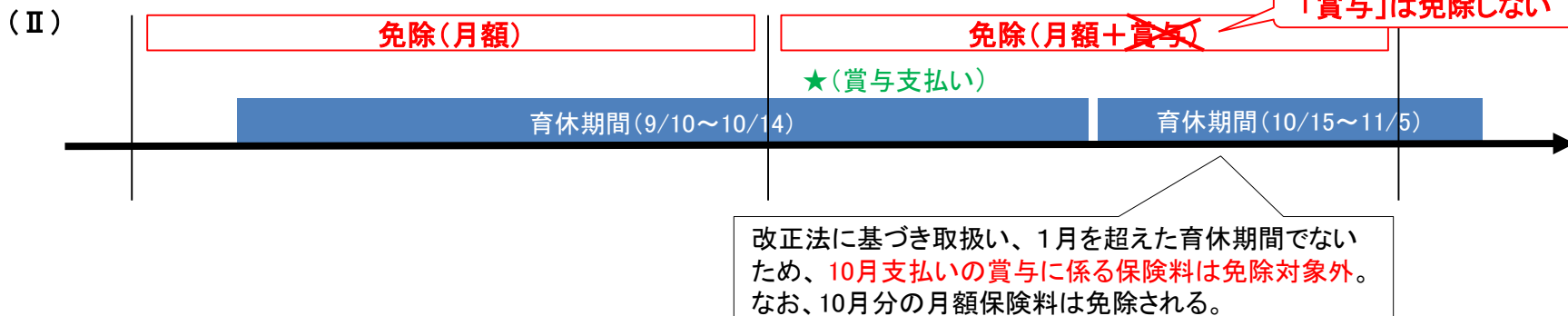
- 育児休業等開始年月日が、令和4年10月1日以降の場合には、改正法に基づき取扱う。
- 育児休業等開始年月日が、令和4年9月30日以前の場合には、従前のおとり取扱う。
⇒ 令和4年9月30日以前から取得している育児休業等と、令和4年10月1日以降に開始する育児休業等とは、取扱いが異なるため、**連続していても一つの育児休業とはみなさない。**

【イメージ】

10. 1 (法施行日)



10. 1 (法施行日)



1. 改正の概要等

2. 育児休業中の保険料免除要件の見直し

(5)補 足

「育児休業等日数」の考え方

- 同月内に14日以上の子育て休業等を取っているかどうかについては、「子育て休業等日数」を基に考える。
「子育て休業等日数」とは、開始日から終了(予定)日までの日数のことを言い、就業(予定)日は除かれる。
なお、子育て休業等期間中の土日等の休日や有給休暇などの勤務に服さない日は、子育て休業等日数に含め、一時的・臨時的な就労についても、その就労は限定的なものであることから、子育て休業等日数から除外する必要はない。
- 就業(予定)日数については、
日単位であればその日数を、時間単位であればその時間数を一日の所定労働時間で除した数(1未満の場合は切り捨て)を、就業日数として数える。

(例)就業日数が時間単位の場合

出産日: 令和4年10月1日

休業申請期間: 令和4年10月1日～28日(4週間(28日))

所定労働時間: 7時間

就業日数: 40時間(40÷7=5.7142...であるため、5日)

子育て休業等日数: 28日－5日＝23日

23日 ≥ 14日であるため、10月分の保険料は免除となる。

2. 見直しに係る適用関係の事務

○保険料免除の申出

(4)届書の記入例

①-1 育児休業等を開始する際の記入例(月跨ぎの育児休業等※の場合、これまでと変更なし)

申出	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	1	6	日	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	5	1	2	1	5	日
	⑫ 育児休業等取得日数	1		2		3		4		⑬ 就業予定日	2		3		4		⑭ パパママ育休プラス該当区分	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 備考

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑯ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令和								※延長後の「⑩育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑰変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑰ 変更後の育児休業等取得日数			
-------	-----------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	--	--

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑱ 育児休業等終了年月日	9.令和								※「⑱育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑲変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑲ 変更後の育児休業等取得日数			
-------	--------------	------	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------------	--	--	--

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育休等取得内訳	1	⑳ 育児休業等開始年月日	9.令和							㉑ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉒ 育児休業等取得日数		㉓ 就業予定日数			
	2	㉔ 育児休業等開始年月日	9.令和							㉕ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉖ 育児休業等取得日数		㉗ 就業予定日数			
	3	㉘ 育児休業等開始年月日	9.令和							㉙ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉚ 育児休業等取得日数		㉛ 就業予定日数			
	4	㉜ 育児休業等開始年月日	9.令和							㉝ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉞ 育児休業等取得日数		㉟ 就業予定日数			

【新たに設けられた欄】

- ① 育児休業等取得日数
- ② 就業予定日数
- ③ 変更後の育児休業等取得日数
- ④ 育休等取得内訳

※月跨ぎの育児休業等とは、育児休業等開始日が、育児休業等終了日の翌日と、同一月内ではない育児休業等のこと。
⇨ 同一月内の育児休業等

【ポイント】 月跨ぎの育児休業等の場合は、

- ・ 同一月内の育児休業等ではないため、
① 育児休業等取得日数 も ② 就業予定日数 も記入不要。

2. 見直しに係る適用関係の事務

○保険料免除の申出

(4) 届書の記載例

①-2 育児休業等を開始する際の記入例(同一月内の育児休業等の場合)

申出	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	0	6	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	4	1	2	5
	⑫ 育児休業等取得日数	1		2	0	⑬ 就業予定日数		2		0	パパママ育休プラス該当区分 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 備考				

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑮ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令和							※延長後の「@育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「@育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑯変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑰ 変更後の育児休業等取得日数		
-------	-----------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	--

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑱ 育児休業等終了年月日	9.令和							※「@育児休業等終了年月日の翌日」が「@育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑲変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑲ 変更後の育児休業等取得日数		
-------	--------------	------	--	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	--

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育休等取得内訳	1	⑳ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉑ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和					㉒ 育児休業等取得日数		㉓ 就業予定日数	
	2	㉔ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉕ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和					㉖ 育児休業等取得日数		㉗ 就業予定日数	
	3	㉘ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉙ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和					㉚ 育児休業等取得日数		㉛ 就業予定日数	
	4	㉜ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉝ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和					㉞ 育児休業等取得日数		㉟ 就業予定日数	

【新たに設けられた欄】

- ① 育児休業等取得日数
- ② 就業予定日数
- ③ 変更後の育児休業等取得日数
- ④ 育休等取得内訳

【ポイント】 同一月内の育児休業等の場合は、

- ・ ①育児休業等取得日数 と ②就業予定日数 を必ず記入する。
(出生時育児休業でない場合には、②就業予定日数に「0」を記入する。)

2. 見直しに係る適用関係の事務

○保険料免除の申出

(4) 届書の記載例

①-3 育児休業等を開始する際の記入例(同一月内の育児休業等を同一月に複数回取得した場合)

申出)	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	0	3	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	4	1	2	2	8
	⑫ 育児休業等取得日数	1	4	⑬ 就業予定日数	3	⑭ パパママ育児プラス該当区分	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 備考								

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑭ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令和							※延長後の「@育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「@育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑰変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑰ 変更後の育児休業等取得日数		
-------	-----------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	--

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑮ 育児休業等終了年月日	9.令和							※「@育児休業等終了年月日の翌日」が「@育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑱変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑱ 変更後の育児休業等取得日数		
-------	--------------	------	--	--	--	--	--	--	---	-----------------	--	--

「育児休業等開始年月日」が「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育休等取得内訳	⑲ 1	育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	0	3	⑳ 2	育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	4	1	2	0	8	㉑ 3	育児休業等取得日数	5	㉒ 4	就業予定日数	1
	⑲ 2	育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	1	6	⑳ 3	育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	4	1	2	2	0	㉑ 4	育児休業等取得日数	3	㉒ 5	就業予定日数	2
	⑲ 3	育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	2	3	⑳ 4	育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	4	1	2	2	8	㉑ 5	育児休業等取得日数	6	㉒ 6	就業予定日数	
	⑲ 4	育児休業等開始年月日	9.令和							㉑ 5	育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉒ 6	育児休業等取得日数		㉒ 7	就業予定日数	

【新たに設けられた欄】

- ① 育児休業等取得日数
- ② 就業予定日数
- ③ 変更後の育児休業等取得日数
- ④ 育休等取得内訳

【ポイント】

月跨ぎの育児休業等については、④に記入しない。

【ポイント】 同一月内の育児休業等を同一月に複数回取得した場合は、

- ・ ④育休等取得内訳 にそれぞれの育休等期間ごとに必要事項を記入する。
- ・ 共通欄の育児休業等開始年月日には、④の中で一番最初の開始日を、共通欄の育児休業等終了(予定)年月日には、④の中の一番最後の終了日をそれぞれ記入する。
- ・ ①、②には、④のそれぞれの合計日数を記入する。

2. 見直しに係る適用関係の事務

○保険料免除の申出

(4) 届書の記載例

②-1 育児休業等を延長する際の記入例 (延長後が月跨ぎの育児休業等になる場合)

申出	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	1	6	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	5	1	2	1	5																																																				
	⑫ 育児休業等取得日数	就業予定日数		パパママ育休プラス該当区分		□ 該当		備考																																																												
<p>終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。</p> <p>A. 延長</p> <p>⑯ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)</p> <p>9.令和 0 6 0 6 1 5</p> <p>※延長後の「⑯育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑯変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。</p> <p>⑰ 変更後の育児休業等取得日数</p> <p>※「⑯育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑰変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。</p> <p>⑱ 変更後の育児休業等取得日数</p> <p>「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。</p> <p>C. 育児等取得内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>⑲ 育児休業等開始年月日</td> <td>9.令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>⑳ 育児休業等終了(予定)年月日</td> <td>9.令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>㉑ 育児休業等取得日数</td> <td>㉒ 就業予定日数</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>㉓ 育児休業等開始年月日</td> <td>9.令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>㉔ 育児休業等終了(予定)年月日</td> <td>9.令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>㉕ 育児休業等取得日数</td> <td>㉖ 就業予定日数</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>㉗ 育児休業等開始年月日</td> <td>9.令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>㉘ 育児休業等終了(予定)年月日</td> <td>9.令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>㉙ 育児休業等取得日数</td> <td>㉚ 就業予定日数</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>㉛ 育児休業等開始年月日</td> <td>9.令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>㉜ 育児休業等終了(予定)年月日</td> <td>9.令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>㉝ 育児休業等取得日数</td> <td>㉞ 就業予定日数</td> </tr> </table>																	1	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	⑳ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉑ 育児休業等取得日数	㉒ 就業予定日数	2	㉓ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	㉔ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉕ 育児休業等取得日数	㉖ 就業予定日数	3	㉗ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	㉘ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉙ 育児休業等取得日数	㉚ 就業予定日数	4	㉛ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	㉜ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉝ 育児休業等取得日数	㉞ 就業予定日数
1	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	⑳ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉑ 育児休業等取得日数	㉒ 就業予定日数																																																								
2	㉓ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	㉔ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉕ 育児休業等取得日数	㉖ 就業予定日数																																																								
3	㉗ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	㉘ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉙ 育児休業等取得日数	㉚ 就業予定日数																																																								
4	㉛ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	㉜ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉝ 育児休業等取得日数	㉞ 就業予定日数																																																								

【新たに設けられた欄】

① 育児休業等取得日数

② 就業予定日数

③ 変更後の育児休業等取得日数

④ 育休等取得内訳

【ポイント】

延長届について、記録管理上は、いったん取消し処理を行い、延長の期間で再登録を行う。(P20を参照)

【ポイント】 連続する育児休業等を取得する場合 (～1歳→～1歳6カ月など) は、

- ・ 延長届出として提出。(前後の育児休業等が、いずれも、令和4年10月1日以降に開始した育児休業等の場合に限る。)

※今回の改正に伴い、新規届→延長届に変更されます。

【ポイント】

月跨ぎの育児休業等の場合は、

- ・ ③変更後の育児休業等取得日数は記入不要。

2. 見直しに係る適用関係の事務

○保険料免除の申出

(4) 届書の記載例

②-2 育児休業等を延長する際の記入例(延長後も同一月内の育児休業等である場合)

申出	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	0	3	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	4	1	2	2	8
	⑫ 育児休業等取得日数	1			4			日	⑬ 就業予定日数	3			日	⑭ パパママ育児プラス該当区分	<input type="checkbox"/> 該当	⑮ 備考

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑯ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令和	0	4	1	2	3	0	⑰ 変更後の育児休業等取得日数	1	6
-------	-----------------------	------	---	---	---	---	---	---	-----------------	---	---

※延長後の「⑯育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」比同月内の場合は、⑰変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑱ 育児休業等終了年月日	9.令和							⑲ 変更後の育児休業等取得日数		
-------	--------------	------	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	--

※「⑱育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」比同月内の場合は、⑲変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育休等取得内訳	1	⑳ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉑ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和						㉒ 育児休業等取得日数		㉓ 就業予定日数	
	2	㉔ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉕ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和						㉖ 育児休業等取得日数		㉗ 就業予定日数	
	3	㉘ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉙ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和						㉚ 育児休業等取得日数		㉛ 就業予定日数	
	4	㉜ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉝ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和						㉞ 育児休業等取得日数		㉟ 就業予定日数	

【新たに設けられた欄】

- 1 育児休業等取得日数
- 2 就業予定日数
- 3 変更後の育児休業等取得日数
- 4 育休等取得内訳

【ポイント】

延長の届出の際の、
④育休等取得内訳は、
記入不要。

【ポイント】 延長後も同一月内の育児休業等である場合は、

- ・ 育児休業等終了(予定)年月日と併せて、

③変更後の育児休業等取得日数 も記入が必要。

2. 見直しに係る適用関係の事務

○保険料免除の申出

(4)届書の記載例

③-1 育児休業等を終了する際の記入例(終了後も月跨ぎの育児休業等になる場合)

(実子以外)も記入してください。

申出)	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	1	6	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	5	1	2	1	5
	⑫ 育児休業等取得日数				⑬ 就業予定日数	パパママ育休プラス該当区分			<input type="checkbox"/> 該当	⑭ 備考						

※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合は記入してください。

※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合は記入してください。

※パパママ育休プラスに該当する場合は記入してください。

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑯ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令和							※延長後の「⑯育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑰変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑰ 変更後の育児休業等取得日数		
-------	-----------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	--

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑱ 育児休業等終了年月日	9.令和	0	5	0	9	3	0	※「⑱育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑲変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑲ 変更後の育児休業等取得日数		
-------	--------------	------	---	---	---	---	---	---	---	-----------------	--	--

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育休等取得内訳	1	⑳ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉑ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和						㉒ 育児休業等取得日数		㉓ 就業予定日数		
	2	㉔ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉕ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和						㉖ 育児休業等取得日数		㉗ 就業予定日数		
	3	㉘ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉙ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和						㉚ 育児休業等取得日数		㉛ 就業予定日数		
	4	㉜ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉝ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和						㉞ 育児休業等取得日数		㉟ 就業予定日数		

【新たに設けられた欄】

- ① 育児休業等取得日数
- ② 就業予定日数
- ③ 変更後の育児休業等取得日数
- ④ 育休等取得内訳

【ポイント】

これまでと同様に、当初の終了予定年月日のおりに終了した場合は、終了届は提出不要。

【ポイント】

月跨ぎの育児休業等の場合は、
・ ③変更後の育児休業等取得日数は記入不要。

2. 見直しに係る適用関係の事務

○保険料免除の申出

(4)届書の記載例

③-2育児休業等を終了する際の記入例(終了後が同一月内の育児休業等になる場合)

(実子以外)も記入してください。

申出)	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	0	3	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	5	0	1	2	0
	⑫ 育児休業等取得日数	就業予定日数			パパママ育休プラス該当区分			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 備考								

※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日」が同月内の場合は、⑫取得日数欄のみ記入してください。

※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日」が同月内の場合は、⑫取得日数欄のみ記入してください。

※パパママ育休プラスに該当する場合は、☑してください。

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑯ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令和							※延長後の「⑯育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑭変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑰ 変更後の育児休業等取得日数		
-------	-----------------------	------	--	--	--	--	--	--	---	-----------------	--	--

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑱ 育児休業等終了年月日	9.令和	0	4	1	2	2	0	※「⑱育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑲変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑲ 変更後の育児休業等取得日数	1	8
-------	--------------	------	---	---	---	---	---	---	---	-----------------	---	---

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育休等取得内訳	1	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和						⑭ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和					⑲ 育児休業等取得日数		⑳ 就業予定日数	
	2	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和						⑳ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和					㉑ 育児休業等取得日数		㉒ 就業予定日数	
	3	㉑ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉒ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和					㉓ 育児休業等取得日数		㉔ 就業予定日数	
	4	㉓ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉔ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和					㉕ 育児休業等取得日数		㉖ 就業予定日数	

【新たに設けられた欄】

- ① 育児休業等取得日数
- ② 就業予定日数
- ③ 変更後の育児休業等取得日数
- ④ 育休等取得内訳

【ポイント】

終了の届出の際の、
④育休等取得内訳は、
記入不要。

【ポイント】 終了後が同一月内の育児休業等になる場合は、
・ 育児休業等終了年月日と併せて、③変更後の育児休業等取得日数 も記入する。

2. 見直しに係る適用関係の事務

○保険料免除の申出

(4)届書の記載例

③-3育児休業等を終了する際の記載例(終了後が同一月内で14日未満の育児休業等になる場合)

申出	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	2	0	3	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	5	0	1	2	0		
	⑫ 育児休業等取得日数	⑬ 就業予定日数			パパママ育休プラス該当区分			⑭ 備考										
終了予定日を延長する場合		※必ず共通記載欄も記入してください。																
A. 延長	⑯ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令和							※延長後の「⑯育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同一月内の場合は、⑰変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑰ 変更後の育児休業等取得日数								
	予定より早く育児休業を終了した場合		※必ず共通記載欄も記入してください。															
B. 終了	⑱ 育児休業等終了年月日	9.令和	0	4	1	2	1	5	※「⑱育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同一月内の場合は、⑲変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。	⑲ 変更後の育児休業等取得日数	1	3						
	「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同一月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。																	
C. 育休等取得内訳	1	⑳ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉑ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉒ 育児休業等取得日数	㉓ 就業予定日数
	2	㉔ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉕ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉖ 育児休業等取得日数	㉗ 就業予定日数
	3	㉘ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉙ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉚ 育児休業等取得日数	㉛ 就業予定日数
	4	㉜ 育児休業等開始年月日	9.令和						㉝ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和							㉞ 育児休業等取得日数	㉟ 就業予定日数

【新たに設けられた欄】

- ① 育児休業等取得日数
- ② 就業予定日数
- ③ 変更後の育児休業等取得日数
- ④ 育休等取得内訳

【ポイント】

終了の届出の際の、
④育休等取得内訳は、
記入不要。

【ポイント】 終了後が同一月内かつ14日未満の育児休業等になる場合は、

- ・ 届書は③-2と同様に記載。
- ・ 記録管理上は、当該育児休業等記録の取消し処理を行う。
- ・ 保険料が免除にならない旨の通知が必要。